

農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第25号 1番	議案第25号 2番	議案第25号 3番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	新規就農	有	有
	農業関係法令の遵守	有	有	有
2. 通作距離 法3-2①		0～20m	0.5km	0.9km
3. 地域との調和 要件 法3-2⑥	地域の水利調整等への影響	無	無	無
	地域計画の実現に対する影響	無	無	無
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無	無	無
4. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	畑	田	田
	農業従事者	本人、妻、父	本人	本人、子、子の夫、孫
	農機具	所有	所有	所有
	営農全体計画	稲作： 0㎡ 畑作：1,900㎡ 果樹： 327㎡ 販売・自家消費 計 2,227㎡	稲作：3,034㎡ 畑作：1,092㎡ 販売・自家消費 計 4,126㎡	稲作：2,496㎡ 畑作： 0㎡ 販売・自家消費 計 2,496㎡
5. 信託の引受けによる権利取得 法3-2③				
6. 農地所有適格 法人要件 法2- 3①②③④	事業要件（売上高過半）			
	構成員要件 （総議決権の1/2超）			
	経営責任者要件 （役員全体の過半等）			
7. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定			
	地域との役割分担			
	役員の常時従事			
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見 法3-4				

注）法：農地法

農地法第5条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第26号 1 番
1. 立地基準	農地区分 (該当事由)	第3種農地 (上下水道埋設道路の沿道。博愛産科婦人科から360m。明石西高等学校から500m。)
	※第1種・第2種農地の場合 代替性の検討 法4-6①②/法5-2①②	
2. 一般基準	転用行為実施に必要な資力・信用 法4-6③/法5-2③	有 (残高証明書)
	申請地につき転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に供する見込み 則47①/則57①	有
	申請事業施行に関し他法令許可認可の見込み 則47②/則57②	該当なし
	申請地と一体利用する土地を利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし
	申請面積が適正 則47④/則57④	適正 (事業計画)
	申請の事業が土地造成のみ (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし
	地域計画又は農業振興地域整備計画への影響 則47の2、47の3 /則57の2、57の3	無
	周辺の営農条件への影響 (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④	
3. その他特記すべきこと		

注) 法：農地法 則：農地法施行規則